

平成23年度第1回消費生活審議会における委員からの意見に係る消費生活センターの対応状況

意 見	対 応
<p>学校における消費者教育について 啓発用クリアファイル作成については、単にセンターの電話を載せるだけでなく、被害が圧倒的に多い携帯電話等の通信問題等に特化した業者の手口や相談事例について載せるべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">(大田委員)</p>	<p>啓発用クリアファイルについては、センターで実際に受け付けた携帯サイトに関する相談事例及びワンポイントアドバイスを掲載し、市内の中・高等学校及び特別支援学校(私立学校については希望校のみ)を通じて、全学生に配布した。</p>
<p>啓発用教材の周知方法について ホームページからプリントアウトや動画のダウンロードができるような教材を御深慮頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">(山本副会長)</p> <p>啓発用DVDの作成については、ホームページに動画をアップすれば、より本来の目的を達成する可能性が高く効率的ではないか。</p> <p style="text-align: right;">(木下委員)</p>	<p>ホームページからプリントアウトできる啓発資料として、消費生活情報紙「知っ得なっとく」を掲載しているが、今後も本市が新たに啓発資料等を作成する場合には、ホームページへのデータの掲載に努めていきたい。</p> <p>また、昨年度、広報課が制作した広報番組を再編集して啓発用DVDを作成する予定であったが、同番組の著作権者であるテレビ局との調整が難航したため、作成を取りやめた。</p> <p>今年度、小学校における消費者教育の教材用DVDを作成する予定であるが、動画の掲載等について検討していきたい。</p>
<p>事業者指導について 取引被害は目に見えない部分で拡大していくはずなので、指導・勧告後に一定期間経過しても是正せず、かつ件数も増えているような事業者に対しては、公表の決断を早めにしてもいいのではないか。</p> <p style="text-align: right;">(山本副会長)</p>	<p>悪質業者に対する指導については、広島市消費生活条例により実施しているところであるが、事業者名の公表を行うための要件については、同条例施行要領に「条例第24条第1項第2号に規定する、条例第17条第2項の規定による勧告に従わないときは、同項の規定により勧告を受けた当該事業者が正当な理由なく当該勧告に係る取引行為の改善報告の要求に応じないとき又は当該勧告後も引き続き不当な取引行為を行っている」と認めるときをいう。」と定められており、ご意見のような状況にある事業者に対しては、速やかに公表を行いたいと考えている。</p>
<p>消費生活パネルの展示について センターの展示スペース以外に、広島市の施設で例えば市立中央図書館の展示コーナーで、スペースが空いている時に展示をする工夫はできないか。</p> <p style="text-align: right;">(大田委員)</p>	<p>これまでも公益社団法人広島消費者協会に委託して、各地公民館などへのパネルの貸出しを行っており、今年6月には改めて市内の社会福祉協議会と公民館に対してロビー展示の利用を依頼したところ、夏休み期間に複数の予約を受け付けている。また、一昨年には各区の公民館に巡回展示を実施した。</p> <p>今後とも市立中央図書館も含め、市民向けロビーがあり展示ができそうな施設についてパネル展示の可否を確認し、パネル展の共催をすることも含めて検討していきたいと考えている。</p>

